【中学校教諭普通免許状の取得】

※所有する免許等により，様々な取得方法があります。

次により該当するページをクリックしてください

○　大学等を卒業して初めて免許状を取得する方，すでに取得した免許状の単位を流用して免許状を取得する方は，別表第１（２ページ）を参照してください。

(1) 中学校教諭二種免許状

別表第１（２ページ）の他に，所有する免許を利用して，表の方法により取得することもできます。

所有する免許	在職年数	適用	該当ページ
中学校助教諭（臨時）免許状	６年以上	別表第３	4
中学校教諭普通免許状（他教科）	－	別表第４	8
小学校教諭普通免許状又は 高等学校教諭普通免許状	３年以上	別表第８	9

(2) 中学校教諭一種免許状

別表第１（２ページ）の他に，所有する免許を利用して，表の方法により取得することもできます。

所有する免許	在職年数	適用	該当ページ
中学校教諭の専修免許状 又は一種免許状（他教科）	－	別表第４	8
中学校教諭二種免許状	４年制大学卒業…３年以上	別表第３	6
	上記以外…５年以上		5

(3) 中学校教諭専修免許状

別表第１（２ページ）の他に，所有する免許を利用して，表の方法により取得することもできます。

所有する免許	在職年数	適用	該当ページ
中学校教諭専修免許状（他教科）	－	別表第４	8
中学校教諭一種免許状又は 中学校教諭特別免許状	３年以上	別表第３	7

※　在職年数は，所有する免許での在職年数です。

※「４年制大学卒業」には大学に３年以上在学し，93 単位以上を修得した場合を含みます。

1　大学等を卒業して中学校教諭普通免許状を取得する（免許法別表第１）

【基礎資格】

種類	基礎資格
専修	修士の学位（大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に１年以上在学し，30 単位以上修得した場合を含む。）
一種	学士の学位（学校教育法第 102 条第２項により大学院への入学を認められる場合を含む。）
二種	短期大学士の学位（文部科学大臣の指定する教員養成機関を卒業した場合並びに大学又は指定教員養成機関に２年以上在学し，62 単位以上を修得した場合を含む。）

【最低単位数等】（施行規則第４条）　　※認定課程を有する大学等で単位を修得

科目名（下記のすべての事項を修得することが必要）＼受けようとする免許状の種類						単位数 専修一種	単位数 二種
単位の内訳	第２欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項（11 ページの表における各科目について，一般的包括的内容を含み１単位以上）			２８	１２
			各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）（取得しようとする教科の指導法に限る。）（施行規則第４条表備考第９号を適用する場合は１単位以上）	専修，一種	８単位以上（1）		
				二種	２単位以上（1）		
	第３欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想			１０（６）	６（３）
			教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
			教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）				
			幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
			特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解（１単位以上）				
			教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）（道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目に含まれる場合は，修得を要しない。）				
	第４欄	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	専修，一種	２単位以上	１０（６）	６（４）
				二種	１単位以上		
			総合的な学習の時間の指導法				
			特別活動の指導法				
			教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）				
			生徒指導の理論及び方法				
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
	第５欄	教育実践に関する科目	教育実習（事前及び事後の指導１単位を含む。）			５（３）	５（３）
			教職実践演習			２	２
	第６欄	大学が独自に設定する科目 ・専修免許状　第２～第５欄について修得する。なお，28 単位のうち，24 単位は大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で修得すること。 ・一種免許状，二種免許状　第２～第５欄又は大学が加えるこれらに準ずる科目について修得する。			専修	２８	４
					一種	４	
施行規則第６６条の６に定める科目（「日本国憲法」「体育」「外国語コミュニケーション」「情報機器の操作」を各２単位）						８	８
介護等体験（特別支援学校又は社会福祉施設等）						７日間	

（）は施行規則第４条表備考第９号を適用する場合の最低修位数

※１　一種若しくは二種免許状を有している者又はこれらの所要資格を得ている者が，専修又は一種免許状を受けようとする場合，それぞれ一種又は二種免許状に係る単位は既に修得したものとみなします。

※２　教科「音楽」及び「美術」の免許を受ける場合は，「各教科の指導法に関する科目」及び「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関す

る科目」「教育実践に関する科目」の半数までを，「教科に関する専門的事項に関する科目」について修得することができます（単位数欄の()のとおり）。この場合，「教職に関する科目」の各科目について網羅して修得することを要しません。

(1)　教科及び教職に関する科目

ア　教科に関する専門的事項（一覧については11ページのとおり）

(ｱ)　免許教科の種類に応じ，各科目それぞれ１単位以上の単位を修得する必要があります。

(ｲ)　全ての科目について，一般的包括的内容を含んで修得する必要があります。ただし，修得する全ての単位が当該内容を含んでいる必要はなく，各科目の中で当該内容のものも含めて単位を修得すれば足ります。

一般的包括的内容を含む単位の修得は一つの学科等で行います（１科目に含まれる内容を複数大学で積み上げて，全体として一般的包括的内容を含んで単位を修得したとみなすことはできません。）。しかし，社会における「日本史・外国史」については，高等学校の地理歴史の教科における「日本史」をＡ大学，「外国史」をＢ大学で一般的包括的内容を含んで修得することでも，一般的包括的内容を含んで単位を修得したとみなすことができます。

イ　教育実習

(ｱ) 中学校，小学校及び高等学校（義務教育学校，特別支援学校の中学部，小学部及び高等部及び中等教育学校を含む。）の教育を中心とします。

(ｲ) ２単位まで，学校体験活動の単位を含むことができます。ただしこの場合，他の校種の教育実習の単位をもって替える（下記(ｳ)）ことができません。（学校体験活動：学校における授業，部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児，児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後もしくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動で教育実習以外のもの）

(ｳ)単位については，中学校又は高等学校（義務教育学校の後期課程，中等教育学校，特別支援学校の中学部又は高等部を含む。）の教員として１年以上良好な成績で勤務した者については，経験１年につき１単位の割合で，「教科及び教科の指導法に関する科目」中の「各教科の指導法に関する科目」又は「「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（「教育実習」を除く。）の単位をもって，これに替えることができます。

（取得しようとする教科の経験である必要はありません。また，単位を振り替えるもので，単位数を減じるものではないことに留意すること。）

ウ　教職実践演習

平成22年３月31日までに課程認定大学等に入学した者については，次のとおり取り扱います。

・　平成25年３月31日までに総合演習の単位を修得した者については，それが他の学校種において修得したものであっても，新たに教職実践演習を修得する必要はありません。

・　平成22年３月31日に在学し，卒業までに旧規則における「教職に関する科目」の最低修得単位数を修得すれば，総合演習の単位を教職実践演習の単位とみなします。

エ　単位の流用

幼稚園，小学校又は高等学校の教諭の普通免許状を受ける要件を満たしている場合，次のそれぞれの科目の単位をあてることができます。ただし，必要な事項を含んで修得していない場合は，その事項について新たに修得することが必要です。

（例：高等学校免許から流用する場合には「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」における「道徳の理論及び方法」（一種，専修は，２単位以上）を修得することが必要。）

有する免許状	流用できる単位数（上限）			
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目	教育実習	教職実践演習
幼稚園 小学校 高等学校	８（６）	２	３	２

・（　）は二種免許の授与又は二種免許からの流用の場合の単位数

・流用により，各科目について最低単位数を超えて修得したこととなる場合は，超えた単位を第６欄にあてることができます。

2　教員としての在職年数を利用して上位の中学校教諭免許状を取得する（免許法別表第３）

（1）　中学校助教諭免許状を有する教員が，中学校教諭二種免許状を取得する場合

中学校助教諭免許状の取得後，中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		6	7	8	9	10	11	12	13
最低単位数（各科目について，以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		45	40	35	30	25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項		10	9	8	7	6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）		21	19	17	15	13	11	9	6
内訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	4		3				2	1
	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	11	9	8	7	6	5	4	2
大学が独自に設定する科目 （上記「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目から修得すること。）			4		3		2		1

※　表の見方

助教諭免許状取得後の在職年数によって，二種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

（例）在職年数が 10 年の場合，次の単位を含み，合計 25 単位の修得が必要です。

・教科に関する専門的事項を６単位以上（例:数学の場合…代数学，幾何学，解析学，「確率論，統計学」コンピュータの各科目を各１単位以上修得（P11 備考参照））

・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を 13 単位以上
（内訳は教育の基礎的理解に関する科目から２単位以上，各教科の指導法の科目及び道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目から６単位以上）

・大学が独自に設定する科目を２単位以上

注意

免許状申請時に中学校助教諭免許状が有効期間内である必要があります。

【在職年数について】

1　特別支援学校の中学部，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程の教員としての期間を含みます。なお，非常勤職員としての在職期間については，週当たりの勤務時間数に応じ，換算率を乗じて表を適用します。

2　休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

3　取得する免許状に係る教科を担任した年数である必要があります。

【修得する単位について】

1　中学校助教諭免許状の取得後に，（短期）大学，認定講習，公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。

2　「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は，受けようとする免許教科について修得することが必要です。

3　同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合，重複分は単位として使用できません。ただし，当該重複単位の合計が２単位を超えない場合で，かつ，免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

（２） 中学校教諭二種免許状を有する教員が，中学校教諭一種免許状を取得する場合

【短期大学等卒業】

<table>
<tr><td colspan="2">中学校教諭二種免許状を取得後，中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td><td>10</td><td>11</td><td>12</td></tr>
<tr><td colspan="2">最低単位数（各科目について，以下に示す単位以上の単位を修得すること。）</td><td>45</td><td>40</td><td>35</td><td>30</td><td>25</td><td>20</td><td>15</td><td>10</td></tr>
<tr><td colspan="2">教科及び教科の指導法に関する科目
・教科に関する専門的事項</td><td>10</td><td>9</td><td>8</td><td>7</td><td>6</td><td>5</td><td>4</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="2">各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）</td><td>16</td><td>14</td><td>13</td><td>11</td><td>10</td><td>8</td><td>7</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="3">内訳</td><td>教育の基礎的理解に関する科目
・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想
・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）
・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）
・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程
・特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解
・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）</td><td>3</td><td colspan="3">2</td><td colspan="3">1</td></tr>
<tr><td>教科及び教科の指導法に関する科目
・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）</td><td rowspan="2">8</td><td rowspan="2">7</td><td rowspan="2">6</td><td rowspan="2" colspan="2">5</td><td rowspan="2">4</td><td rowspan="2">3</td><td rowspan="2">2</td></tr>
<tr><td>道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目
・道徳の理論及び指導法
・総合的な学習の時間の指導法
・特別活動の指導法
・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）
・生徒指導の理論及び方法
・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法
・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</td></tr>
<tr><td colspan="2">大学が独自に設定する科目
（上記「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目から修得すること。）</td><td colspan="2">4</td><td colspan="4">3</td><td colspan="2">2</td></tr>
</table>

※ 表の見方

二種免許状取得後の在職年数によって，一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

（例）在職年数が 10 年の場合，次の単位を含み，合計 20 単位の修得が必要です。

・教科に関する専門的事項を５単位以上（P11 の表で取得教科の科目から３科目以上各１単位以上）

・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を８単位以上

（内訳は教育の基礎的理解に関する科目から１単位以上，各教科の指導法の科目及び道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目から４単位以上）

・大学が独自に設定する科目を３単位以上

注意

【在職年数について】

１ 特別支援学校の中学部，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程の教員としての期間を含みます。なお，非常勤職員としての在職期間については，週当たりの勤務時間数に応じ，換算率を乗じて表を適用します。

２ 休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

３ 取得する免許状に係る教科を担任した年数である必要があります。

４ 中学校教員としての在職年数が５年以上ある場合，小学校（義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部を含む）での専科教員としての期間を在職年数に含むことができます。

【修得する単位について】

１ 中学校教諭二種免許状の取得後に，大学，認定講習，公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。

２ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は，受けようとする免許教科について修得することが必要です。

３ 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合，重複分は単位として使用できません。ただし，当該重複単位の合計が２単位を超えない場合で，かつ，免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

（３） 中学校教諭二種免許状を有する教員が，中学校教諭一種免許状を取得する場合

【４年制大学卒業】

①大学に３年以上在学し 93 単位以上を修得した場合，及び②大学に２年以上及び大学の専攻科に１年以上在学し，93 単位以上修得した場合を含みます。

中学校教諭二種免許状の取得後，中学校教員として良好な成績で勤務した在職年数		3	4	5	6
最低単位数（各科目について，以下に示す単位以上の単位を修得すること。）		25	20	15	10
教科及び教科の指導法に関する科目 ・教科に関する専門的事項		6	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（内訳の全ての事項を満たして単位を修得する必要はない。）		10	8	7	5
内訳	教育の基礎的理解に関する科目 ・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ・教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。） ・教育に関する社会的，制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。） ・幼児，児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ・特別の支援を必要とする幼児，児童及び生徒に対する理解 ・教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）	2	1		
	教科及び教科の指導法に関する科目 ・各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	5	4	3	2
	道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目 ・道徳の理論及び指導法 ・総合的な学習の時間の指導法 ・特別活動の指導法 ・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。） ・生徒指導の理論及び方法 ・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法 ・進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
大学が独自に設定する科目 （上記「教科及び教科の指導法に関する科目」若しくは「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は大学が加えるこれらに準ずる科目から修得すること。）		4	3		2

※ 表の見方

二種免許状取得後の在職年数によって，一種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

（例）在職年数が６年以上の場合，次の単位を含み，合計 10 単位の修得が必要です。

・教科に関する専門的事項を３単位以上（P11 の表で取得教科の科目から３科目以上各１単位以上）

・各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等を５単位以上

（内訳は教育の基礎的理解に関する科目から１単位以上，各教科の指導法の科目及び道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目から２単位以上）

・大学が独自に設定する科目を２単位以上

注意

【在職年数について】

１ 特別支援学校の中学部，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程の教員としての期間を含みます。なお，非常勤職員としての在職期間については，週当たりの勤務時間数に応じ，換算率を乗じて表を適用します。

２ 休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

３ 取得する免許状に係る教科を担任した年数である必要があります。

４ 中学校教員としての在職年数が３年以上ある場合，小学校（義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部を含む）での専科教員としての期間を在職年数に含むことができます。

【修得する単位について】

１ 中学校教諭二種免許状の取得後に，大学，認定講習，公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。

２ 「教科及び教科の指導法に関する科目」の「各教科の指導法」の単位は，受けようとする免許教科について修得することが必要です。

３ 同一の単位認定権者が行う同一科目名の講座の単位を重複して修得した場合，重複分は単位として使用できません。ただし，当該重複単位の合計が２単位を超えない場合で，かつ，免許状の授与権者が承認した場合を除きます。

（4） 中学校教諭一種免許状を有する教員が，中学校教諭専修免許状を取得する場合

中学校教諭一種免許状の取得後，中学校教諭として良好な成績で勤務した在職年数		3
中学校教諭一種免許状の取得後，大学院等において修得を必要とする最低単位数	大学が独自に設定する科目	15

（5） 中学校教諭特別免許状を有する教員が，中学校教諭専修免許状を取得する場合

中学校教諭特別免許状の取得後，中学校教諭として良好な成績で勤務した在職年数		3
中学校教諭特別免許状の取得後，修得を必要とする最低単位数	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	10
	大学が独自に設定する科目	15

注意

【在職年数について】

1 特別支援学校の中学部，義務教育学校の後期課程，中等教育学校の前期課程の教員としての期間を含みます。なお，非常勤職員としての在職期間については，週当たりの勤務時間数に応じ，換算率を乗じて表を適用します。

2 休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

3 取得する免許状に係る教科を担任した年数である必要があります。

【修得する単位について】

1 「大学が独自に設定する科目」については，大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科で「教科及び教職に関する科目」のうちから任意に取得できます。

2 「大学が独自に設定する科目」の 15 単位のうち，３単位までは「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」に準ずる科目の単位をあてることができます。

3 中学校教諭特別免許状を有する教員が，専修免許状を取得する場合の「各教科の指導法に関する科目」「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」については，次の単位を修得するものとします。

- 教育の基礎的理解に関する科目 ６単位
- 道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目 ４単位

4 （4）の場合において，平成 12 年７月１日現在で在職年数が３年以上の者は，次のとおり単位の逓減措置を受けることができます。

中学校教諭一種免許状を取得した後，良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	3	4	5	6
中学校教諭一種免許状を取得した後，大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において修得を必要とする最低単位数	15	12	9	6

平成 16 年３月 31 日までに，上進に必要な所要資格を満たした場合に適用されます。

3　中学校の他の教科の免許状を取得する（免許法別表第４）

他の教科の免許状を取得しようとする場合は，表に示す単位の修得が必要です。

		中学校教諭		
		専修免許状	一種免許状	二種免許状
有することを必要とする当該校種の免許状		専修免許状	専修免許状 一種免許状	専修免許状 一種免許状 二種免許状
教科及び教科の指導法に関する科目	**教科に関する専門的事項** （11 ページの表にある各科目について，一般的包括的内容を含み１単位以上）	20	20	10
	各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。） （取得しようとする教科の指導法に限る。）	8	8	3
大学が独自に設定する科目		24		

※　大学（二種免許状の取得においては短期大学を含む。），認定講習，公開講座又は単位修得試験において単位を修得することが必要です。

※　単位の修得時期については，基礎となる免許状の取得以前以後を問いません。

※　この表により他の教科の専修又は一種免許状を取得しようとする者が，既に当該他の教科の一種又は二種免許状を所有している場合，専修又は一種免許状取得に必要な単位と，一種又は二種免許状取得に必要な単位との差について修得することになります。

※　中学校教諭一種免許状に係る単位については，短期大学及び短期大学の専攻科でも修得できます。ただし，その単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差引いた単位数については短期大学の専攻科において修得することが必要です。

1　教科に関する専門的事項

(1)　取得する免許状に係る教科の各科目について１単位以上修得する必要があります（教科に関する科目及びその取得方法については，11 ページを参照）。

(2)　各科目について，一般的包括的内容を含んで修得する必要があります。ただし，修得する全ての単位が当該内容を含んでいる必要はなく，各科目の中で当該内容のものも含めて単位を修得すれば足ります。

一般的包括的内容を含む単位の修得は一つの大学で行います（１科目に含まれる内容を複数大学で積み上げて，全体として一般的包括的内容を含んで単位を修得したとみなすことはできません。）。

2　大学が独自に設定する科目

大学院又は大学（短期大学を除く。）の専攻科において，取得しようとする教科に応じた「教科及び教科の指導法に関する科目」又は「教育の基礎的理解に関する科目」「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」「教育実践に関する科目」のうち１以上の科目について修得する必要があります。

４　小学校又は高等学校の在職年数を利用して中学校教諭二種免許状を取得する（免許法別表第８）

<table>
<tr><td colspan="3">有することを必要とする免許状（基礎免許状）</td><td colspan="4">小学校教諭普通免許状</td><td colspan="3">高等学校教諭普通免許状</td></tr>
<tr><td colspan="3">①基礎免許状を取得した後，当該学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td><td>3</td></tr>
<tr><td colspan="3">②中学校の教員として良好な成績で勤務した在職年数</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td><td>3</td><td>0</td><td>1</td><td>2</td></tr>
<tr><td colspan="3">最低単位数</td><td>14</td><td>11</td><td>8</td><td>7</td><td>9</td><td>6</td><td>5</td></tr>
<tr><td rowspan="2">単位の内訳</td><td rowspan="2">教科及び教科の指導法に関する科目</td><td>教科に関する専門的事項（11 ページの表における各科目について，それぞれ一般的包括的内容を含み１単位以上）</td><td>10</td><td>7</td><td>5</td><td>5</td><td colspan="3">―（※）</td></tr>
<tr><td>各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）</td><td>2</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td><td>2</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td rowspan="4">単位の内訳</td><td rowspan="4">道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目</td><td>道徳の理論及び指導法</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>1</td><td>1</td><td>1</td></tr>
<tr><td>生徒指導の理論及び方法</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">2</td><td rowspan="2">1</td><td rowspan="2">1</td></tr>
<tr><td>教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法</td></tr>
<tr><td>進路指導及びキャリア教育の理論及び方法</td><td colspan="4">※全ての事項を修得</td><td colspan="3">※全ての事項を修得</td></tr>
<tr><td colspan="3">大学が独自に設定する科目</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>―</td><td>4</td><td>3</td><td>2</td></tr>
</table>

※　国語，社会，理科，美術，技術の教科について取得する場合は，「大学が独自に設定する科目」として，「教科に関する専門的事項」を修得する必要があります（【修得する単位について】４参照）。

○　表の見方

中学校の教員としての在職年数によって，二種免許状の取得に必要な単位数が異なります。

（例）小校教諭普通免許状を有し小学校教員として３年勤務しており，かつ，中学校の教員としての在職年数（H28.4.1 以降）が１年の場合，次の 11 単位以上の修得が必要です。

・「教科に関する専門的事項」を各科目，それぞれ一般的包括的内容を含み７単位以上

・「各教科の指導法」を２単位以上

・「道徳，総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導，教育相談等に関する科目」２単位以上（表中３科目全ての事項を修得すること）

注意

高等学校教諭普通免許状により中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合の免許状に係る教科については，次の表のとおりです。

有している高等学校教諭普通免許状の教科の種類	受けようとする中学校教諭二種免許状の教科の種類
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずるものとする。）
宗教	宗教

【在職年数について】

1　①の在職年数には，小学校においては義務教育学校の前期課程，特別支援学校の小学部の教員としての期間を含み，高等学校においては，特別支援学校の高等部，中等教育学校の後期課程の教員としての期間を含みます（助教諭の期間を除く。）。

2　②の在職年数は，基礎免許状を取得した後の，平成 28 年４月１日以降の教員（助教諭を含む。）としての期間とし，中学校併設型小学校，義務教育学校，中高一貫型高等学校，中等教育学校，特別支援学校の中学部の教員としての期間を含みます（免許状に定められることになる教科以外の教科の教員の期間も含む。）。

3　非常勤職員としての在職期間については，週当たりの勤務時間数に応じ，換算率を乗じて，在職年数を計算します。

4　在職年数には，休職の期間は通算できません。90 日を基準として長期にわたると認められる休暇又は休業の期間についても通算できません。

【修得する単位について】

1　単位については，基礎免許状の取得後に，（短期）大学，認定講習，公開講座又は単位修得試験において修得することが必要です。

2　教科に関する科目は，受けようとする免許教科ごとに単位を修得するものとし，各科目について，一般的包括的内容を含んで修得する必要があります。

3　各教科の指導法の単位は，取得する免許教科について修得するものとします。

4　高等学校教諭普通免許状を基礎免許として中学校教諭二種免許状（教科「国語」，「社会」，「理科」，「美術」又は「技術」）を取得する場合，「教科又は教職に関する科目」については，下表の「教科に関する科目」を含んで修得する必要があります。

教科	修得を必要とする「教科に関する科目」	単位数
国語	書道（書写を中心とする。）	１単位以上
社会	※地理歴史の免許を有する場合 「法律学，政治学」 「社会学，経済学」 「哲学，倫理学，宗教学」	各科目１単位以上 （最低単位数が２又は３単位の場合，２科目をそれぞれ１単位以上）
	※公民の免許を有する場合 日本史・外国史 地理学（地誌を含む。）	各科目１単位以上
理科	物理学実験（コンピュータ活用を含む。） 化学実験（コンピュータ活用を含む。） 生物学実験（コンピュータ活用を含む。） 地学実験（コンピュータ活用を含む。）	３科目各１単位以上 （最低単位数が２又は３単位の場合，２科目をそれぞれ１単位以上）
美術	工芸	１単位以上
技術	木材加工（製図及び実習を含む。） 金属加工（製図及び実習を含む。） 栽培（実習を含む。）	各科目１単位以上 （最低単位数が２又は３単位の場合，２科目をそれぞれ１単位以上）

※　一般的包括的内容を含んで修得する必要はありません。

※「　」書きについては，そのうち１以上の科目について修得することが必要です。

※（　）書きの内容を含むことが必要です。

5　生徒指導，教育相談及び進路指導等に関する科目については，最低単位数が１単位の場合も含め，全ての事項を含むことが必要です。

○中学校「教科に関する科目」

教科	教科に関する専門的事項に関する科目	教科	教科に関する専門的事項に関する科目
国　語	○国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ○国文学（国文学史を含む。） ○漢文学 ○書道（書写を中心とする。）	保　健	○生理学・栄養学 ○衛生学・公衆衛生学 ○学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）
社　会	○日本史・外国史 ○地理学（地誌を含む。） ○「法律学，政治学」 ○「社会学，経済学」 ○「哲学，倫理学，宗教学」	技　術	○木材加工（製図及び実習を含む。） ○金属加工（製図及び実習を含む。） ○機械（実習を含む。） ○電気（実習を含む。） ○栽培（実習を含む。） ○情報とコンピュータ（実習を含む。）
数　学	○代数学 ○幾何学 ○解析学 ○「確率論，統計学」 ○コンピュータ	家　庭	○家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） ○被服学（被服製作実習を含む。） ○食物学（栄養学，食品学及び調理実習を含む。） ○住居学 ○保育学（実習を含む。）
理　科	○物理学 ○物理学実験（コンピュータ活用を含む。） ○化学 ○化学実験（コンピュータ活用を含む。） ○生物学 ○生物学実験（コンピュータ活用を含む。） ○地学 ○地学実験（コンピュータ活用を含む。）	職　業	○産業概説 ○職業指導 ○「農業，工業，商業，水産」（２以上の科目についてそれぞれ２単位以上（水産は商船に代替することができる）） ○「農業実習，工業実習，商業実習，水産実習，商船実習」
音　楽	○ソルフェージュ ○声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。） ○器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ○指揮法 ○音楽理論・作曲法（編曲法を含む。）・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	職　業 指　導	○職業指導 ○職業指導の技術 ○職業指導の運営管理
美　術	○絵画（映像メディア表現を含む。） ○彫刻 ○デザイン（映像メディア表現を含む。） ○工芸 ○美術理論・美術史（観賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）	英　語	○英語学 ○英語文学 ○英語コミュニケーション ○異文化理解
保　健 体　育	○体育実技 ○「体育原理，体育心理学，体育経営管理学，体育社会学，体育史」・運動学（運動方法学を含む。） ○生理学（運動生理学を含む。） ○衛生学・公衆衛生学 ○学校保健（小児保健，精神保健，学校安全及び救急処置を含む。）	宗　教	○宗教学 ○宗教史 ○「教理学，哲学」

備考

1　各科目１単位以上修得するものとします。ただし，別表第３を適用する場合において，最低修得単位数が３から５の場合，３科目について各１単位以上修得することで足り，最低修得単位数が６から８の場合，「理科」の科目については，６科目について各１単位以上修得することで足ります。

2　英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は，それぞれ英語の場合に準じます。

3　「　」内に示された事項は，当該事項の１以上にわたって行うものとします（職業の「農業，工業，商業，水産」を除く。）。

※ページ番号をクリックするとそのページに戻ることができます。　大学等卒業（2 ページ），上位免許取得（4 ページ，5 ページ，6 ページ，7 ページ），他教科免許取得（8 ページ），他校種免許取得（9 ページ）